

令和6年度第2回小金井市青少年問題協議会

日 時 令和7年3月26日（水）午前10時00分～午後10時55分
場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
出席委員 17人
会 長 白井 亨 会長
委 員 橋本 治祐 委員（副会長） 神山 伸一 委員（会長職務代理）
岸田 正義 委員 水谷 たかこ 委員 安田 けいこ 委員
渡辺 ふき子 委員 黒須 よし江 委員 岡部 静明 委員
浅野 正道 委員 金井 誠 委員 加辺 博之 委員
浦野 知美 委員 山本 雄一 委員 大熊 雅士 委員
水落 俊也 委員 堤 直規 委員
欠席委員 7人
委 員 井上 貴陽 委員 平井 正博 委員 木村 安里 委員
高木 章成 委員 兵頭 友幸 委員 小紫 かおり 委員
波田 桃子 委員

事 務 局 児童青少年課長 平岡 美佐
児童青少年係長 鈴木 拓也

傍 聴 者 0人

1 開会

平岡課長

本日はお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。児童青少年課長の平岡と申します。議題に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点が御案内させていただきます。

本日の協議会について、小紫委員、平井委員、木村委員、波田委員、高木委員、兵頭委員から事前に欠席の連絡をいただいております。なお、金井委員が若干遅れるとの御連絡も頂戴してございます。

なお、井上委員、岡部委員がいらっしゃっておりませんが、現時点で会議充足数を上回っており、定刻も過ぎておりますので、先に進めさせていただきたいと思っております。

次に、本日の配付資料についてですが、次第のほか、次第の下部に配付資料の一覧を記載しております。また、当日の配付資料Ⅰの小金井市の保護観察事件数、2、保護司会報を机上にお配りしております。不足等ございましたら事務局にお申し出ください。

次に、委員の変更についてでございます。前任の人事異動に伴い、関係行政庁選出の委員に変更がございましたので、紹介させていただきます。

本日は所要のため欠席となっておりますが、小金井警察署生活安全課長の小紫委員が令和7年3月4日付で委員に就任しております。

最後に、本協議会につきまして、会議録作成のため録音をさせていただいておりますので、発言の際にはお名前をおっしゃっていただいてから発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議題に入りたいと思いますので、以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

2 議題

白井会長

皆様、おはようございます。本協議会の会長を務めております市長の白井でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日頃より青少年の健全育成のため、多大な御協力、御尽力を賜っておりますことを改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。以降、着座にて失礼いたします。

本日は、専門委員会において検討しておりました、今期の調査テーマに関する啓発リーフレットについて御報告がございました。

短い時間ではございますが、忌憚のない御意見、御議論をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入っていきたいと思っております。

初めに、議題（1）今期の調査テーマに関する啓発内容についてを議題といたします。

今期の調査テーマにつきましては、令和6年9月に開催いたしました令和6年度

第1回青少年問題協議会において、「SNSと親子との関わり」を今期のテーマとして、SNSの利用実態に関するアンケート調査の実施と、その結果を踏まえた啓発リーフレットを作成することについて報告させていただいたところであります。この間、2回の専門委員会が開催され、アンケートの結果を踏まえた啓発リーフレットの内容等について協議が行われましたので、その内容及び結果について御報告をいただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

鈴木係長

児童青少年課の鈴木です。

それでは、専門委員会における協議経過について、専門委員長を代理して事務局より御報告をさせていただきます。

配付資料1を御覧ください。

項番1の専門委員会の開催状況についてですが、第3回専門委員会を令和7年1月14日に開催し、SNSの利用実態に関するアンケートの結果の報告を行い、どのような点に着目し、啓発をしていくべきかという点について協議を行いました。

協議の中で委員の方から大きく4つの意見が出され、具体的には、SNSの利用については各種サービスの規約により年齢制限があること、家庭内でのルール、SNSの危険性について、情報を見極め、取捨選択する力が重要であるという意見が出されました。これらの意見を基に、事務局において啓発リーフレットの案を作成し、次回の専門委員会において、その内容について協議することになりました。

次に、第4回の専門委員会は令和7年2月26日に開催し、事務局において作成した啓発リーフレットの案を基に、内容について協議を行いました。啓発リーフレットの内容については、協議の中で委員の方からいただいた意見を基に再度、事務局において修正を行い、専門委員の皆様の確認を経て、本体会議に報告を行うこととしました。

続きまして、啓発リーフレットの概要について報告させていただきます。資料の項番2を御覧ください。

(1) 啓発リーフレットの内容については、配付資料2のとおりとなっております。本日お配りしているものが、庁内の印刷の都合により、白黒版を配付しておりますが、実際にはカラー版での印刷とする予定です。

(2) リーフレットの印刷予定枚数については、1万部を予定しております。

(3) 配付対象についてですが、アの市立小学校の4年生から6年生、中学校1年生から3年生の児童・生徒及びその保護者については、対象の全児童・生徒。保護者に1部ずつ配付いたします。

イの市内に所在する国立や私立の小中学校及び市内の公共施設については、一定部数の配架を予定しております。

(4) 配付時期については、令和7年6月を予定しております。

また、作成したリーフレット及び今回行ったアンケートの調査結果については、市のホームページ等にも掲載し、広く周知を図ることといたします。

なお、アンケートの調査結果については、子ども対象、保護者対象それぞれ資料3及び資料4として本日配付をしておりますので、御参考いただければと思います。

本内容で啓発リーフレットを配付することについて、本日の協議会において御承認いただければ、リーフレットの印刷作業に取りかかりたいと考えております。

事務局からの報告は以上となりますが、浅野専門委員長から補足がありましたらお願いいたします。

浅野委員

御説明いただいたとおりですけれども、これまでもリーフレットの作成には関わってきていますが、毎回とてもカラフルで読みやすく、分かりやすいリーフレットを作成していただいているんですね。ただ、それが配られて、どれほど保護者や子どもたちが読み込むか、あるいは啓発できるかという、そこは課題があります、正直申し上げます。

今回、この協議の中でも話が出たところでは、ぱっと配って終わりということではなくて、例えば市内の小中学校では、年間1回はセーフティ教室を必ず行っているんです。そのセーフティ教室に合わせて配付をして、そこで啓発を深めるというのが一つのやり方ではないかと考えます。

本校も、昨年9月20日の学校公開の時期にセーフティ教室を行いまして、3年生以上の児童を対象に、情報モラルについてSNSの危険性など、専門家による指導をいただいております。ですから、そのタイミングで資料として配るということが非常に効果的だと考えておりますので、6月に一斉に各学校に配ったとしても、例えばそれを校長会等で話をして、ストックをしておいて、セーフティ教室のタイミングで配って説明するというのが一つの方法だと思います。そういうことも今後検討していきたいと考えております。

以上です。

白井会長

ありがとうございました。

ただいま専門委員会より、啓発リーフレットの対応及び配付等について報告がございました。

ただいまの報告について、御質問などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 安田委員。

安田委員

安田です。ありがとうございます。

この「正しく使おう！SNS」なんですけれども、このチラシにSNSとは何かということ、説明が書いていないのかなと思ひまして、SNSの定義というのをどこかに書いたほうがいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

今回は紙での配付なんですけれども、このアンケートの調査を見ると、中学生の9割、8割の小学生がユーチューブを見えていますし、LINEも9割、中学生は見ているわけなので、こういったツールを使ったSNSの啓発ということをやったり、紙じゃなく違う方法を考えていく必要があるのかな、ダイレクトにその子に届くということではという、難しいのかもしれませんが、そういったことは検討されているのかということをお伺いしたいと思います。

白井会長

2件ですね。SNSそもそもの定義というか、SNSとは何かということ、もう一つは、SNSそのものを使った啓発、こういったことの検討はあるのかという質問がございましたが、事務局。

鈴木係長

児童青少年課の鈴木です。

ありがとうございます。SNSの定義についてですけれども、若干まだスペースがあるので、記載することは可能かなと事務局としては考えます。ほかの委員の方の御意見も同様ということであれば、追記について検討したいと思います。

2点目のSNS等での啓発についてですけれども、市の公式のLINEであれば市のほうから発信はできると思いますので、できるところから啓発のほうはしていきたいと考えております。

以上になります。

安田委員

ありがとうございます。

タブレットを1人1台持っているの、そこでの啓発ということも可能なんではないかと、すみません、もし可能性があるかということをお聞きしたい。

白井会長

児童生徒1人1台のタブレット端末が学校で貸与されているので、そこでの啓発というのはできるのかというのは、これは……。

鈴木係長

では、児童青少年課の鈴木です。

教育委員会のほうと相談になると思いますので、リーフレット配付の際に教育委員会のほうと相談しながら、可能であればそのような方法も取り入れたいと思います。

大熊委員

可能です。

白井会長

可能ですか。教育委員から、多分仕組み的には可能だという話なので、やり方、啓発の仕方については、さっき専門委員長からも報告あったように、効果的なやり方については、なお教育委員会と連携していただくということによろしいですか。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

水谷委員。

水谷委員

作成ありがとうございました。毎回本当に読みやすく分かりやすい、グラフなんかも使っていて良いものを作っていると思ってありがとうございます。

先ほど安田委員のほうからも、公式LINEなどを使った周知についての御提案があったところです。先ほど浅野委員のほうから、6月に一斉配付するのでもいいんだけれども、セーフティ教室に合わせて使いたいという御提案があって、それは本当にすばらしいなと思っていますので、それはぜひお願いしたいということと、あと、配付のときに校内メールを、校内というか、今、学年の連絡がメールになっていると思うんですけど、なかなか中学生とか、お子さんに配っても保護者のところまで届かないという状況があるので、こういうものを配付しましたというお知らせを保護者の方に対してメールで出していただいて、そこにリンクを張っていただければ、そこからすぐ飛んで見ていただけるのではないかと思いますので、それも併せて御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

白井会長

浅野委員。

浅野委員

それはもちろんできますので、これまでも学校から様々な資料を配付するときには、頭文をつけてメール配信をしまして、そこに資料を添付するということを日常的に行っていますので、それは十分可能ですので、検討してやります。

水谷委員 ありがとうございます。

白井会長 ありがとうございます。

 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。大熊教育長。

大熊委員 よく作っていただいたんですけど、子どもたちに、SNSを正しく使うためにということを先生が指導するときに、「個人情報を投稿しない」、「相手の気持ちを考えよう」、「知らない人とのやりとりはひかえよう」、「夢中になりすぎないようにしよう」という言葉で十分かなという。夢中になり過ぎないようにしようということが重要なんでしょうかね。知らない人とのやり取りは控えればいいんですかね。何かもう少し子どもの心に引っかかるような言葉というのがあって、内容はいいと思うんですけど、タイトルを、やり取りを控えようでいいのかなという。

白井会長 それは、知らない人とのやり取りは危ないよということをもっとインパクトのある言葉で表現したほうがいいという、そういう意味合いですか。

大熊委員 そうです。つまり、知らない人とのやり取りは控えましょうという、「控えよう」じゃなくて「しない」なんですよね。夢中になり過ぎないようにしようじゃなくて、ルールを決めて使おうでしょう。時間を決めようとか、そういう形じゃないと、夢中になり過ぎないようにしようねって言われても、夢中になっているわけじゃありませんという。何て言ってもいいか僕もよく分からないんですけど、一応検討はしていただいたこととは思いますが、もう一度、これが子どもに配られたときに、先生方はどう指導するのかと考えると、唯一心に引っかかるのは、個人情報は投稿しない、これはこの感じでいいと思うんですけど、「しない」ですよね。相手の気持ちを考えようレベルでいいのかなという。ちょっとその辺、授業を実際にやるとしたら、多分先生が授業をやるとしたらこの4つを黒板に書く、その言葉を子どもたちが覚える、それでSNSとしっかり対応できる、SNSを正しく使うためにということにはもう少し強い言葉が、強い言葉というか、心に残る言葉がいいんじゃないかなとちょっと考えたんですけど、皆さん、いかがでしょう。

白井会長 大熊さんからそういった御意見がございましたが、今の委員の発言を踏まえて何か気になることとか、ほかの方、御意見とかございますでしょうか。

 水谷委員。

水谷委員 今、問題提起があったことは、おっしゃるのはそのとおりだなと思う部分と、ただ禁止すればいいのかということに疑問もありまして、例えば知らない人とのやり取りはしないというふうに禁止してしまうのは、安全かもしれないけれども、知らない人とのやり取りだからこそ思うことが素直に出せて助かったりというような側面もあることを考えると、知らない人とのやり取りは危険も、とか、もうちょっと危ないよということが伝えられれば禁止まではすることはないのではないかなという思いもありまして、ちょっと御検討いただけたらと思いました。

 以上です。

白井会長 ほかにありますか。

 お願いします。浦野委員。

浦野委員 浦野です。

 専門委員会の中でもいろんな御意見が出たと思うんですけども、このリーフレッ

トのそもそものテーマというんですか、あれは、親子で話し合ってSNSについて考えましょうということであったので、強い言葉も必要かと思うんですけれども、これを読んで親子で、どう思う？ というやり取りを促すという意味では、この表現でもいいのかなと考えております。

以上です。

白井会長

ほかにございますか。

加辺委員。

加辺委員

加辺です。

実際にもうちょっと細かい話になっていくと、おっしゃるように、1対1の知らない人とのやり取りはもうやめましょうでいいと思うんですけれども、1対多の知らないグループでの会話というのはもしかするとあり得るのかなとも思うので、もしもうちょっと強い言葉で言うとしたら、1対1のものはなしという言い方にしていくと、もうちょっと分けられていいのかなと思いました。

白井会長

ありがとうございます。

どうですかね。様々な御意見も出されておりますので。

安田委員。

安田委員

安田です。

知らない人の定義で、子どもってちょっと知っていただけても知らない人じゃなくなっているという部分もあると思うので、知らない人とのやり取りというか、世の中にはすごく悪い人がいるよということが分かるような表現かな。すごくSNS上で知り合った人と実際に会って仲よくなったという話だとかも聞いたりして、それがすごく心の支えになったとか、そういったこともあるので、絶対に禁止ということではなく、悪意を持っている悪い人がいるんだよということを伝えるような表現はないか、あればいいなと思いました。

白井会長

という御意見もございます。

黒須委員。

黒須委員

黒須です。

先ほどおっしゃっていただいた、知らない人とのやり取りは危険もあるよという、それがいいのかなと思うんですけど、インパクトがあって、ちゃんと考えようよみたいな、そういうので、先ほどの危険もあるよがいいかなと思いました。

白井会長

どうですか。いろいろ御意見はいただいていて、浦野委員がおっしゃった、話し合うというのがまず大事だということはそのとおりだと思います。なので、どうでしょう、最終的には専門委員長含めて一任という形で検討いただければと思うんですけれども、話し合ってくださいというのも、SNSを正しく使うためにというところで、特に御家族と話し合ってくださいみたいなことを一つ書いておいて、なおかつ知らない人とのやり取りは控えようという言葉については、結果的には犯罪に巻き込まれるようなことがあり得るんだよというのが、要するに安田さんも言っていたいた悪意を持った人がいるとか、結論部分は書いておいて、中を読んでいただくと、そういうことに気をつけないといけないというのが分かるというか、その辺ちょっと文言を整理いただいたほうがいいかと思いますので、今日いろんな御意見

をいただいているので整理大変だと思いますが、事務局のほうで整理いただいてよろしいですかね。ただ夢中になり過ぎないようにしようという部分、ここですね。

大熊委員。

大熊委員

知らない人とのやり取りは控えましょうを強い言葉にというふうに言ったんですけど、してはいけませんと言っていることを書いてほしいというわけじゃなくて、慎重にとか、そんな言葉のほうがいいのかなと。

それから、夢中になりすぎないようにしようだけは、これは時間を決めようだったと思うんです。その辺のところ、その次のページのところに、ルールは決まっていますかというところが書いてあって、そうなってくると、夢中になりすぎないようにしようじゃなくて、時間を決めようという、ルールを決めようかな、正しく使うためには「ルールを決めよう」、「個人情報投稿しない」、「相手の気持ちを考えよう」、「知らない人とのやりとりは慎重に」という、その4つの柱をいつも守るということを子どもたちにも定着させたいなということを考えて、少し言葉を考えていただければと思いますので。

白井会長

今、大熊委員から言っていたことも含めて、ちょっと整理をするということとでよろしいですか。

水谷委員。

水谷委員

すみません、最後に。

先ほど浦野委員のほうから御紹介があった、これを基に親子で話し合っしてほしいんですよというメッセージがこの紙自体には出ていないので、もし可能であれば、そういう目的を持ってこちらの協議会でつくったものですよみたいなものが入れればより望ましいのかなと思ったので、可能な範囲で御検討いただければと思います。

白井会長

まず、それであれば最後のページに「保護者のみなさまへ」というのを書いてあるので、すみません、水谷委員、今おっしゃったことは、例えばもうこの資料の最初に書いておいたほうがいいのかという。

水谷委員

はい。

白井会長

例えば目的がそれですよということを最初に言っておいたほうがいいのかという、そういう意味合いですか。

水谷委員

はい、今おっしゃった趣旨で、そのとおりです。あと、保護者の方だけではなく、子どもに対しても、これを基に親御さんと話してくださいねというメッセージが伝わったほうがいいのかと思ったので、冒頭にもし入るんだったらそれが一番いいと思います。

白井会長

大熊委員。

大熊委員

「正しく使おう！SNS」だったら、使うということが前提になっているので、「話し合おう！これからのSNSの使い方」とか、そういうふうになっていて、使うことが前提になっちゃっているというのはちょっと、正しく使おうでいいんですけど、考えようとか、これからのSNSの使い方とか、話し合おうとか、何かそんな言葉があったほうが。そうすると今の趣旨もよく分かって、これがいろんなところで広まったときに、話し合う材料なんですよというふうになるのかなと。アンケート調査を行いました、これを基に話し合ってみましょうという言葉が入ればいい

んですよね。そうしたら、何ていう言葉がいいかと、全体的に見直すことはできるかなと思います。

白井会長 タイトルを変えてみてはどうかというお話もありましたが、それについてはどうでしょうか。特に専門委員会の方々にも御意見いただきたいなと思っております。

加辺委員。

加辺委員 加辺です。

ＳＮＳで、裏にも書いてあるんですけど、今回はInstagramとかT i k T o kとかって13歳以上と規約がなっていて、小学生は使っちゃいけませんとなっているんですけど、大体もう使っているんですよね、LINEもそうなんですけど。だから、多分専門委員会で話はさせていただいたんですけど、書きっぷりがちょっと難しいなど。本来は使っちゃ駄目ですよとなっているものを、もう大多数が使っちゃっているんで、だったらもう、本当だったら使っちゃ駄目ですよと言うべきなんですけども、でももう使っている現状がすごくあるので、だったら気をつけて使いましょうというか、注意して使いましょうの言い方になってくるのかなというのは迷ったというか、あったかなと思っています。

白井会長 だから、「正しく使おう！ＳＮＳ」という意味は、このルールを守りましょうねという意味合いを一応は込めているんですね。

加辺委員 そうです。でも、そうすると、13歳以下だと思うので、小学生は使っちゃ駄目ですよというのが、正しく使おうなんですけど、でも、使っていると思うのでというところがちょっと迷うポイントと。

白井会長 大熊委員がおっしゃっていただいたように、考えよう、正しい使い方とか、ＳＮＳの使い方とか、そういうふうにアレンジしますか。要するに、今、加辺委員が言っていたように、本来は規約でいうと13歳以上だから小学生は使えないはずけども、使えるようなやり方があって使っている現状があるということが、本当にそれでいいのかということを考えてもらうきっかけになるかなと。だから、大切なのは、呼びかけは大事なんですけど、まずこれは考えるということから始めようという、何かそういう考えようという言葉をやうまく、ＳＮＳの正しい使い方みたいなでどうですか。その辺で言葉、タイトルを整理するで、浅野委員、よろしいでしょうか。

浅野委員 はい、結構です。

白井会長 じゃ、そういうタイトル、あまり長ったらしくなるとタイトル読めないんで、短い文章で正しい使い方を考えようという、そういうふうにタイトルを考えもらってよろしいですかね。

ほかに何か御意見ございますか、御質問。

安田委員。

安田委員 安田です。

すみません、規約で13歳未満、年齢制限があるって私、知りませんでした。ちょっと驚きまして、この一番表紙のところにそれを書いたらどうかなと思ったんですけども、小学校5年生は87、中学生は96%何かしらのＳＮＳを利用しています、規約では本当は禁止されていますみたいなことを書き足すとか、この吹き出し

のところ。難しいですか。

堤委員

御意見は分かるんですけど、保護者の皆様のところで今書いていただいているの
がいいと思っているんです。そこを浅野先生はじめ専門委員会でも検討いただいた
と思うんですが、まず、分かっているじゃない、でも、やはり保護者のアカウ
ントを使ったりしながら見ていたりするわけですから、保護者の方はSNSの規約
を確認するというをここで周知して実際に見ていただいて、保護者の方とお子
様で話し合っていた方がいいので、僕は安田委員がおっしゃっている趣旨も、
「保護者のみなさまに」、これでいいのかなという気がするんですけど、いかがで
すかね。

安田委員

そうですね、全部読んでくれるかなというのがちょっと。

白井会長

加辺委員。

加辺委員

実際の今のスマートフォンって新しいのを買ってくると登録しないと何にも使え
なくて、基本、生年月日とか入れるんです。そうすると、13歳以下の子だとイン
ストールができない、出てこないはずなんです。だけど、使うということは、きっ
と親が同意して使っているんだと思うんです。子どもではなく、親が認めて使っ
ていると思うので、だから、親はそのリスクを承知で使わせるというのをもうちょっ
と強く言うんだとしたら、やっぱり親のほうなのかなと思いました。

安田委員

なるほど。ありがとうございます、分かりました。

白井会長

親からなんですよ。

加辺委員

そうです。

白井会長

例えばですけど、裏面が「保護者のみなさまへ」で、SNSの規約を確認するとい
うことで、年齢制限が設けられていますというところをマーカー引いたみたい
にするとか。だから、多分いろんなことを書くと、逆にごちゃごちゃしちゃって、文
字数が多くなるとそれこそ全体をあまり見てもらえないかなという、そういう印象
も受けてしまうので、今ここに書いてあるところで、特にこれは重要だよという
のを薄いマーカーで引いておくと、ぱっと見たときにそこに目が行って、そういう
ふうにして保護者の皆様へ改めて伝えるという、そういう工夫なんかもできるかな
と思うので、何かしら検討してもらおうという形でよろしいですかね。

安田委員

安田です。すみません、何回も。

そうしたら、やっぱり一番大事なものが一番上かなと思うので、危険性を教える
前に親が規約を確認するのが順番としては順当かなと思うので、規約を確認するの
が一番上でいかがでしょうか。その上で危険性を教える。まず、親の責任として規
約をしっかりと確認することをもうちょっと目立たせる、親の責任ということをも
うちょっと強調するというか。

白井会長

一番大事なものは多分危険な状況に遭わないことかなと思います。すみません、委
員長が言っていた、そういうふうに感じました。一番大切なのはそこだと思います。

堤委員

すみません、安田委員の御懸念も分かるんですけど、まず、その危険性を保護者
の皆さんが認識して、子どもに教える、それにのっとって規約の下でやられる、ペ
アレンタルコントロールも利用するという、そういう順番なので、この流れは浅野
先生方に考えていただいた意味があるのかなと思って言っているんですけども。

安田委員
白井会長
橋本委員

分かりました。

橋本委員。

いろいろ聞きながら、正しく使おうというふうにさっきタイトルありましたが、その下にサブタイトルつけるといいんじゃないかと思います。危険であるということと、それから今、話されているように、既に規約では禁止されているというか、そういう条件があるんだということをしっかりとサブタイトルでつけたほうがインパクトがあるんじゃないかと思いますけど。

白井会長

という御意見もございますが。危険であるということの意味合いも含めたサブタイトルを下に入れると。

橋本委員

いわゆる正しく使われてないわけですね、禁止されているけども使っているという。

白井会長

全てがそうというわけでは。

橋本委員

ではないんですね。

白井会長

印象としては、SNSは使ってはならないということではないと思うんです。なので、危険ということだけを印象として与えてしまうのが本当にいいのかというの、逆に皆さんから御意見いただきたいなと思っていたんですけど。

山本委員。

山本委員

山本です。

これは子ども目線でこの冊子を見たときに、やはり最初の１ページ目の表紙が、こういうのを使っているよねという子ども同士の会話にもなるのかなというのがあって、LINEとかユーチューブやっているって。一番伝えたいのは、SNSを正しく使うための下部のほうに、「SNSは正しく使えば、とても有用なコミュニケーションツールです」という吹き出しがありますね。そこが一番伝えたい部分だと思うので、ここを例えば太文字にするとか強調する。子どもたちは、実際問題はこういった調査結果については、さほど流し読みをするような気がするんですよ。一番有効なのは、やっぱりそういうところでちょっと強調させていただければ理解度も進む、丁寧な言葉だと思いますので、いいのかなと思うので、そういう工夫があってもいいのかなと思います。

白井会長

そうですね。なので、正しく使えば有用であるということも、もう事実として状況としては認めたほうがいいとは思っています。なので、使い方を間違えると危険であるということだと思いますので、タイトルで危険みたいなことを強調するようなことというのは、果たしてどうだろうなというのはちょっと思うところがある。ただ、危険性を教えるとか正しく使うためのところで、こういうことをやっぱり気をつけないといけないんだよということは一応強調されているとは思っています。

一方、山本委員がおっしゃったように、正しく使えばとても有用なコミュニケーションツールというところも、太文字にするとか、さっき言ったようにマーカーを引くとか、本当にそこだけがいびつな扱いにならぬように強調するような方向はいいかなと思います。よろしいですかね、それはそれで。

大熊委員。

大熊委員

今の意見はとても参考になりました。１ページ目を見ますよね。そうしたら、み

んなと同じが子どもたちの見方だとすると、みんなユーチューブ使っているんだな、LINEも使っているんだということを見ることになっちゃうんだけど、今回のこの資料の一番使ってほしいのは、アンケートを取った結果、SNSを正しく使うためにというのがそこに来て、それを読んでもらうというのが一番で、何に使っているかというのが、今、SNSを正しく使うためにのほうに載っていて、正しく使うといいことはあるよという、重みとしてはそっちかなという、一番最初見てほしいというのはそっちなのかなと、そんな感じがしたんですけど、どうですか。スペース的には同じぐらいだね、この部分と、全部ひっくり返したら。これだと、使ってくださいという感じにちょっと見えちゃうかなという。寝た子を起こすというのはあまり。ちょっと考えちゃいます。

加辺委員 確かに、子どもがこれを見て親に、みんな使っているんだよ、それ使えるよねと言いかねない。さすがにしないですか。

白井会長 という御意見がございますが、そもそもの構成に、全体構成に影響するかなとは思いますが。

神山委員。

神山委員 神山です。

私はこのグラフを見て、SNSをこんなに使っているんだという印象を持ちました。使ってはいけないのにこんなに使っているんだという印象、これは何とかしなければいけないのではないかなというように思いが働いたんですが、それは大人と子どもの目線は大きく違うので、どちらがいいかというのは分かりませんが、私はそういうふうに取り受けました。こんなにインスタグラムも使っているんだ、使っては駄目なんじゃないの？ という印象があったので、これは何とかSNSから離さなきゃいけないという大人の行動に移るのかなというように気もしたんですけども、少数でしょうか。私の感想です。

白井会長 浅野委員。

浅野委員 実際、これを検討したときに、今、一緒におっしゃったように、まず実態を明らかにして、その上で、では使っている人が多いけれども、こういうところを気をつけていかなければいけない危険性があるという流れで構成しているところがある、ここまでの検討、協議の結果なんです。まず実態を明らかにして、その上で、じゃ、どうすればいいのか、どういったところに気をつけなければいけないのかという流れにはなっています。

白井会長 水谷委員。

水谷委員 様々意見が出ていますんですけど、SNSを利用してよかったことという項目自体はぜひ入れてくださいというふうに意見を申し上げて、取り入れていただいてありがとうございました。その右上の吹き出しにある、先ほど山本委員がおっしゃったように、ここはやっぱり大事なメッセージだなと思うので、ここが目立つようになれば、全体の構成自体はそんなに大きく変えなくてもいいのかなと私は思いましたということだけ申し上げます。

白井会長 様々な意見がございますが、悩ましいことではございますが、ただ一方で、これをぱっと見たときに受け止め方というのはそれぞれあるんだろうなと。だから、逆に

これを盾にして、お母さん、俺も使いたいよという子どもが出てくるかもしれないというのは分かります。ただ、中を見ると、必要なことは書いてある。例えばさっき言いましたように、タイトルで考えようという言葉を入れようかという話をしていたので、例えば利用しているSNSの種類、2番、このところに、これをどう捉えたらいいかなという言葉とか、要するに、こういう状況についてどう受け止めるべきかというのを吹き出しで問いかけで入れてみるとか、そういうふうにすれば、このグラフの捉え方が様々になる前提でも、問いかけに基づいた見方になると。そういう言葉を、これどう思う？ でもいいし。問いかけられたらその問いかけに基づいたグラフの見方になると思うんです。そういうふうに誘導するというか。例えばそんなやり方はどうでしょう。

橋本委員。

橋本委員

橋本です。

今、いろいろなことが出ましたけども、これを配付する前に、いわゆる使い方というんですか、子どもの目線と大人の目線で違う、今、出された課題というのを整理して、こういうふうな観点で御利用くださいというか、見てくださいというような感じの、要するにこれに加えるのはなかなか大変なので、挨拶文の中にその経過といいますか、こういうふうにぜひ使っていただきたいという目的なんだということを明確に示せば、中をいろいろいじくらなくてもいいんじゃないかなと思います。

白井会長

配付するタイミングで例えばさっき言った、校内メールでリンク張ってお知らせするときでも、そこにテキストでしっかり文字で書いておくとか、こういう感じで見てくださいねとか、今日、いろいろ出された課題についてちょっとまとめておいて、ホームページに掲載するときにはもうそういう一言を書いておくとかという御意見も出ましたが。

加辺委員。

加辺委員

浅野さんが最初のほうにおっしゃられていました、セーフティ教室と一緒にやる、僕は南小学校のセーフティ教室の講師としてやらせていただいたんですけど、そのときにこの内容って全部網羅しているので、4年生、5年生だったんですけども、やらせていただいたのは。なので、もしこれがこのタイミングで配られたら、これを持ってきてもらって、この内容を網羅してお話ができるので、学校公開の日だったので保護者も何名か聞いていただいていたので、なので、そういう手紙を配付するだけではなく、セーフティ教室とかを併せてできれば、より効果的に正しくお伝えすることができるなと思いました。

白井会長

渡辺委員。

渡辺委員

私も、これは子どもだけでなく、大人も知らない情報がいっぱい入っていると思っていて、先ほど安田さんがおっしゃいましたけど、私も13歳、今の子どもができないというのは知らなくて、子どもが大きくなっているせいもありますけど、大人自身もよく詐欺に遭うということはもうよくあることで、本当に大事な情報を今回勉強させていただくんだと思うんですね。安田さんがさっきおっしゃいましたけど、一番利用しているSNSの種類のところ、下には小学校5年生は87.3%、中学校2年生は96.9%って書いてありますが、実はインスタグラムも

T i k T o kも13歳以下は使ってはいけないというルールがあるということが分からないでこれをぱっと目にするんだと思うんです。だから、何かここに一言、それでもこれだけ使われているということを皆さんは御存じですかぐらいのことを一言入れておくと、ああ、そうなんだと、はっとする方も、特に親が、子どもはもう知らないと思うんですけど、知っている子もいるかも分かりませんが、やっぱり初めて小学校5年生とかだと、全然分からないで使っていることが多いと思うので、何かはっとする一言を入れておいてもいいのかなとは思いました。

あとは、やっぱりセーフティ教室でしっかりと本当に親御さんにも伝わるような形でこれを勉強していただいて、配付していただいて、大いに周知をしていただくということがすごく有益だなと思いますので、配付する時期と利用の仕方についてはよろしくお願ひしたいと思います。

白井会長

例えば、要するにインスタ、T i k T o k、Xは制限があるんですよね、SNS。このグラフの左上の空いているところに、「あれ、小学生が使えないSNSも使っているんだ……」みたいな吹き出しを入れておくと、多分今、いろんな出た意見が整理されるんじゃないかと思うんですけど。すみません、昔はそういう仕事をやっていましたので、パンフレットを作る仕事とかをやっていましたので。というのでどうでしょう。その辺で整理できませんかね。大きな構成を変えるのはちょっと大変だし、あまりがちゃがちゃ書き過ぎてもどうかと思いますし。ここにちょっと吹き出しを入れたらどう？

堤委員

そうすると、後ろを見ればそれが書いてあると。

白井会長

そうそう。そうなんだみたいな、もしくはやっぱりやれちゃうよねみたいな。だから、このグラフだけ見ていいという話にはならないというか。

すみません、そういうふうに整理をしたいと思います。すみません、盛り上がっちゃいまして。

ほかの観点で何か御意見ございますか、御質問。

橋本委員。

橋本委員

先ほどセーフティ教室で実際に活用されるという、そのほかの活用方法って何かあるんでしょうか。

白井会長

そのほかの活用方法ですか。

橋本委員

はい。いろんな団体に配りますよね。私は健全育成の立場なんですけど、健全育成でも少し取り上げたいなと思っていますけども、いろんなところで配るだけではなくて、活用の仕方というのもPRできれば、せっかくできますので。

白井会長

ありがとうございます。

ほかの活用方法って何か具体的に考えられているものってありますか。

鈴木係長

児童青少年課です。

具体的には現時点では考えていなかったんですが、いろんな機関とか団体さんにもお配りする予定ですので、そのお配りするタイミングで事務局のほうからも働きかけをしていきたいなというふうに、今、御意見聞いて思いましたので、そのようなことで対応させていただければと思います。

白井会長

御意見ありがとうございます。

ほかに何かございますか。そろそろよろしいでしょうか。

それでは、専門委員会からの報告のとおり、啓発リーフレットは作成するという
ことで、多少修正というか、追加でちょっと検討すべきことはありますので、その
辺については、事務局のほうで修正を行って、最初の確認は専門委員長へ一任とい
う形でよろしいですか。

（「よろしくお願いします」の声あり）

白井会長

了承いただきました。ありがとうございます。

それでは、令和7年6月をめぐりに配付を行うということで、御異議ございません
でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

白井会長

御異議なしということで、特に御意見はございませんでしたので、報告のとおり、
多少修正は入ると思いますが、進めさせていただくということで決定をしたいと思
います。

それでは、議題（１）については以上で終了といたします。

次に、議題（２）その他を議題といたします。

本来ですと、関係行政機関の委員の皆様には青少年を取り巻く問題、課題等に関す
る近況について御報告をいただくところなのですが、４名とも業務の都合により欠
席となっております。

なお、東京保護観察所立川支部の木村委員より参考資料を提供いただいております
ので、委員の皆様には配付をさせていただけるところであります。東京保護観察所
に関する近況については、こちらを御参考いただければと思います。

ということで、以上の議題（２）その他については、以上で終了といたします。

これをもちまして本日の議題は終了となるんですが、連絡事項等、もし共有した
い内容がある委員の方がいらっしゃいましたら御発言をお願い申し上げます。何か
ございますか。よろしいですね。

それでは、今期の協議会の審議については、啓発リーフレットの配付をもって全
て終了となります。

審議に御協力いただいた皆様、特にアンケートや啓発リーフレットの内容につい
て集中的に御審議いただいた専門委員会の委員の皆様、お忙しい中御協力を賜り、
本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会は閉会とさせていただきます。大変
お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。